

「社会福祉施設への免除拡大」について

1 基本的な考え方

現在、社会福祉施設における受信料免除については、「日本放送協会放送受信料免除基準」に基づいて実施しており、社会福祉法に規定された時期により、全額免除の対象外となっている施設があります。

これらの施設について、社会福祉法の改正により、社会福祉施設の範囲が拡大されてきた状況を踏まえ、同一法律内における取り扱いの差をなくし、より合理的な免除対象とするため、全額免除の対象としたいと考えています。

これにより、社会福祉法に規定されている社会福祉事業を行う全ての施設が受信料免除の対象となります。

2 概要

(1) 実施内容

① 対象（別紙参照）

社会福祉法に規定されている社会福祉事業を行う施設のうち、現在免除の対象となっていない施設についても、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して契約する受信契約を全額免除の対象とします。

② 申請手続き

受信料免除の適用については、ご契約者からの申請が必要となります。新たに免除対象となる施設については、所定の「免除申請書」に必要事項を記入のうえ、免除に該当する証明書および受信機の設置見取図を添付し、NHKにご提出いただきます。（現行の手続きと変更はありません）

③ 周知

以上の実施内容や具体的手続き等につきましては、「日本放送協会放送受信料免除基準」等に定めただうえで、NHKのホームページで公開するなど、十分な周知を図ります。

(2) 影響

① 受信料収入

社会福祉施設への免除拡大に伴う受信料収入の減は、年間約2億円を見込んでいます。

② 受信契約件数

社会福祉施設への免除拡大により、現在の契約者のうち、新たに全額免除となる件数は約2万件と見込んでいます。

(3) 実施時期

平成30年4月1日を予定しています。

社会福祉施設への免除拡大について

別紙

現行の免除対象

児童福祉関連	助産施設／乳児院／母子生活支援施設／保育所／幼保連携型認定こども園 ／児童厚生施設／児童養護施設／障害児入所施設／児童発達支援センター ／児童心理治療施設／児童自立支援施設／児童家庭支援センター 等	【事業数】 70	【免除件数】 28万 (28年度末)
障害者福祉関連	身体障害者福祉センター／補装具製作施設／視聴覚障害者情報提供施設 等		
老人福祉関連	養護老人ホーム／特別養護老人ホーム／軽費老人ホーム／老人デイサービスセンター ／老人短期入所施設／老人福祉センター／老人介護支援センター 等		
上記以外	生活保護施設／母子福祉施設 等		



(※)免除対象の詳細は、「[日本放送協会放送受信料免除基準](#)」を参照

新たな免除対象

児童福祉関連	障害児通所支援事業のうち「保育所等訪問支援」／障害児相談支援事業 ／子育て短期支援事業／乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業 ／地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業／小規模住居型児童養育事業 ／小規模保育事業／病児保育事業／子育て援助活動支援事業	【事業数】 25	【免除件数】 2万 (推計)
障害者福祉関連	障害福祉サービスのうち「同行援護」／障害福祉サービスのうち「療養介護」 ／一般相談支援事業／特定相談支援事業／移動支援事業 ／身体障害者生活訓練等事業／手話通訳事業／介助犬訓練事業 聴導犬訓練事業 ／盲導犬訓練施設		
老人福祉関連	小規模多機能型居宅介護事業／複合型サービス福祉事業		
上記以外	福祉サービス利用援助事業／認定生活困窮者就労訓練事業		

(※)更生保護事業関連の一時保護事業・連絡助成事業も対象

社会福祉法に規定されている社会福祉事業を行うすべての施設が受信料免除の対象